

令和 8 年 4 月 2 3 日 開 会

第 7 9 0 回 むつ市教育委員会会議

議 案 等 関 係 書 類

< 目 次 >

議案第 1 号 むつ市立図書館協議会委員の委嘱について（図書館）

< 事務局からの報告事項 >

報告第 1 号 市指定文化財「旧大湊要港部乙第十号・十一号官舎（石造）」のき損について（生涯学習課）

< そ の 他 >

議案第 1 号

むつ市立図書館協議会委員の委嘱について

むつ市立図書館協議会委員の委嘱について、図書館法第 15 条及びむつ市立図書館設置条例第 5 条の規定により、次のように決定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 4 月 23 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

(名簿別紙)

提案理由

むつ市立図書館設置条例第 5 条の規定により委嘱している校長会選任の委員については、校長会において市立関根小学校校長が当たることとされており、三ツ橋一弘氏の人事異動に伴い、新たに市立関根小学校校長の山田武弘氏を委員として委嘱するものである。

報告第 1 号

市指定文化財「旧大湊要港部乙第十号・十一号官舎（石造）」のき損について

市指定文化財「旧大湊要港部乙第十号・十一号官舎（石造）」について、雪害とみられる破損を確認したため報告するものである。

1 市指定文化財の名称及び員数

旧大湊要港部乙第十号・十一号官舎（石造） 1 棟

2 所在地

むつ市桜木町 5 番 6 4 号

3 所有者の氏名または名称及び住所

むつ市

むつ市中央一丁目 8 番 1 号

4 き損の事実の生じた日時及び場所

日時不明

場所所在地と同じ

5 き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

令和 7 年 1 2 月から令和 8 年 2 月の大雪により、屋根に積もった雪が、雪解けと凍結を繰り返して屋根の上に溜まった状態となり、主に屋根の軒や谷状となった場所において、雪の重みによる垂木や鼻隠しの折れ等の被害が生じた。

6 滅失、き損等の事実を知った日

令和 8 年 3 月 1 1 日

7 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置、その他参考となるべき事項

(1) 報告

3月11日、水源池公園及び当該施設の管理運営を担当している、むつ市商工観光部商工観光施設課主任から、北の防人大湊式番館の屋根に損傷が見られるとの電話連絡があった。

(2) 現状確認

被害状況の確認のため、有限会社ぜんぞう塗装へ連絡し、同月13日にトタン業者も一緒に現場を確認し、トタンのめくれや、垂木や鼻隠しの折れなど、複数のき損を確認した。

(3) 修理方針

破損部位と同種同質の材料を使用して、き損前の状態に修復する。

